

しまねリハビリテーションネットワーク 分掌規定

(総則)

第1条 この規定は、しまねリハビリテーションネットワーク(以下「本ネットワーク」という)に関する組織及び運営に関する必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 事務局長は次の部を統括し、理事はそれぞれの部を分掌する。

1. 総務部

- (1) 会員の管理に関すること
- (2) 諸規定の運用に関すること
- (3) 公文書・報告書などの発行・受領及び議事録などの保管に関すること
- (4) 旅費・謝金支払い等の会計実務
- (5) その他

2. 財務部

- (1) 予算・決算に関すること
- (2) 会費の徴収・事業収入に関すること
- (3) 事業支出・管理運営支出に関すること
- (4) 資産の管理・運営に関すること
- (5) その他

3. 広報部

- (1) 広報誌に関すること
- (2) ホームページに関すること

(職能推進局)

第3条 職能推進局長は次のブロック局を統括し、各ブロック理事はそれぞれのブロック部を分掌する。ブロックは、保健所単位の松江・出雲・雲南・県央・浜田・益田・隠岐の7ブロックとする。

- (1) 人材育成事業に関すること
- (2) ネットワーク構築事業に関すること
- (3) 市町村支援・派遣体制整備及び体制構築に関すること

(委員会)

第4条 委員会は次の業務を分掌する。

- (1) 防災推進委員会
防災・減災に関すること
- (2) 養成校・学生支援委員会
学生支援に関すること
- (3) 訪問リハビリテーション委員会
訪問リハビリテーションに関すること
- (4) 政策推進委員会
政治活動に関すること